

もみ殻の広域流通に向けた梱包技術・運搬体制実証業務 仕様書（案）

1 目的

この仕様書は、青森県（以下「委託者」という。）が受託者に委託するもみ殻の広域流通に向けた梱包技術・運搬体制実証業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の名称

もみ殻の広域流通に向けた梱包技術・運搬体制実証業務

3 委託の期間

契約締結日から令和6年2月29日（木）

4 業務に関する事項

（1）概要

畜産経営における敷料を確保するため、津軽地域と県南地域におけるもみ殻の広域流通に向けた実証を行い、効率的な梱包・輸送方法について検討する。

（2）内容

- ア もみ殻の梱包・運搬方法の実証
もみ殻を効率的に運搬するための梱包体系や運搬方法の実証
- イ 運搬先（畜産農家）での使用実証
梱包状態からの敷料使用に係る労働力等調査
- ウ コスト分析
梱包コスト、積載量・運搬に係るコスト、費用対効果等の分析
- エ 成果品の作成
実証結果・コスト分析等を踏まえた事業報告書の作成

（3）提出を要する成果品

- ア 体裁
事業報告書 印刷物 1部、電子媒体（CD-ROM） 2部
- イ 成果品の管理と帰属
成果品の管理及び帰属は全て委託者とし、受託者は、委託者の承諾を受けずに、成果品の公表及び貸与をしてはならない。また、業務により知り得た情報について外部に漏らしてはならない。
- ウ 提出先
青森県農林水産部畜産課 飼料環境グループ

5 業務上の注意事項

- (1) 委託者は、本業務の期間において、受託者との間で随時打合せを行うことができるものとする。
- (2) 業務委託の目的を達成するため、委託者は業務状況・進捗状況に関して必要な支持を行うことができるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、事業実施に当たり、個人の権利利益を侵害することがないように個人情報を適切に取り扱うこと。
- (4) この仕様書に定めがない事項及びこの仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上、定めることとする。